

九月十五日の「老人の日」に内閣総理大臣から新たに百歳になる全ての方々に贈呈されるお祝い状の従来からの表現について指摘があったことを踏まえ、厚生労働副大臣の任にあった辻泰弘の提案により、下記に示すように修正されることとなった。

(～H23)

老人の日に当たりここに  
記念品を贈りこれを  
祝します

平成 年 月 日

内閣総理大臣



(H24～)

ご長寿をことほぐこの日に  
当たりここに記念品を  
贈りこれを祝します

平成 年 月 日

内閣総理大臣